様式第１号（第３条関係）

名護市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領委任払いに関する確認書

　名護市と登録事業者　　　　　　　　　　　　　　　　は、受領委任払いとなる介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費について、名護市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い制度実施要領（以下「要領」という。）の定めるところにより、次の事項について確認する。

１．登録事業者は、次の各号の規定を遵守するものとする。

⑴　要介護被保険者等から受領委任払いに係る介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領について申出を受けたときは、介護保険被保険者証を確認の上、受任の可否を決定する。受任する場合においては、誠実にこれを履行しなければならない。

⑵　当該事務処理にあたっては、必要に応じて介護支援専門員との連絡調整に努めるものとする。

⑶　福祉用具販売にあっては、事前に改修内容の説明を名護市に行い、給付対象経費及び給付見込額について名護市の承認を得ておくものとする。ただし、介護支援専門員等が代わってこれを行う場合には、事業者からの説明等を省略することができる。

⑷　サービス提供にあたっては、他の利用者との公平性の確保に努めるものとする。

⑸　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い（以下「受領委任払い」という。）に関する全てを第三者に委任してはならない。

⑹　受領委任払いに関して名護市から必要な指示があった場合には、誠意をもってこの解決に努力するものとする。

⑺　要介護被保険者等との間で発生した諸問題については、当事者間で互いに協議の上、誠意を持ってこの解決に努力するものとする。

２．名護市は、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支払や受領委任払いを拒否することができるものとする。

⑴　受領委任払いに関して不正な請求があった場合

⑵　登録事業者が受領委任払いに関して誠実に履行できないと判断した場合

⑶　名護市が行う指示に対して理由もなく従わず、当該事業の目的を達成することができないと判断した場合

３．この確認書によりがたい事情が生じた場合又はこの確認書に疑義が生じた場合は、両者協議の上、決定するものとする。

この確認の証として、本書２通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　名護市長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　登録事業者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印